

横浜市個人情報保護審議会答申
(答申第16号)

平成28年11月30日

横 個 審 第 1 6 号

平 成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会

会 長 花 村 聡

横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成28年9月27日健障福第1715号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱第5条第1項第1号住民票の写し及び同項第2号世帯全員の市・県民税の課税証明書記載の保有個人情報の収集の停止を求める」との個人情報の取扱いの是正の申出に係る諮問

答 申

1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条第1項に基づく是正の申出に係る諮問について、是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

2 是正の申出の趣旨及び理由

(1) 是正の申出の趣旨

横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱（以下「援護金要綱」という。）に基づく入院医療援護金（以下「本件援護金」という。）の助成申請書に添付する書類である援護金要綱第5条第1項第1号の「世帯全員の住民票の写し」及び第2号の「世帯全員の市・県民税の課税・非課税証明書等」（以下「本件添付書類」という。）における保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、条例第8条の規定に違反するとして、収集の停止を求めるものである。

(2) 是正の申出の理由

本件是正の申出書には、是正の申出の理由として以下の記載がある。

援護金要綱第5条第1項では、本件添付書類について「・・・提出するものとする」と規定しており、この規定は「・・・提出しなければならない」と異なり、提出しない場合も想定している。そのため、本件援護金の助成申請書には「審査に必要な税情報や住民記録情報について、横浜市が調査することに（同意します。・同意しません。）」という欄（以下「同意欄」という。）がある。この同意欄において同意しているにもかかわらず、本件添付書類の提出を強要している。個人情報の調査については同意するが、本件添付書類の提出については納得又は同意をしていない。

条例第8条第1項では、個人情報は本人からの収集を原則としており、同項各号では、法令等の定めがあるときや本人の同意があるときはこの限りでないとして例外を定めているが、本件個人情報の収集はこれらの例外に該当しない。

3 申出内容に係る実施機関の説明要旨

実施機関の諮問書及び事情聴取における説明は、次のとおりである。

(1) 事実経過について

平成28年6月16日、申出人が横浜市精神障害者入院医療援護金助成申請書（以下「助成申請書」という。）を提出したが、同年7月28日、健康福祉局障害福祉課は、本件添付書類が添付されていないことを理由として同助成申請書の不備についての案内を申出人に送付した。

平成28年8月2日、申出人が差替え用の助成申請書及び本件添付書類を提出した。

(2) 是正の措置の要否に関する実施機関の考え方

条例第8条第1項では、「実施機関は、個人情報収集しようとするときは、本人から収集しなければならない」と規定している。

本件添付書類は、援護金要綱第5条第1項に基づき、申請者である申出人本人が市長に提出しているものであり、何ら条例第8条の規定に違反しないため、是正の措置を講ずる必要はないと考える。

なお、助成申請書の同意欄は、援護金の認定の際に必要な応じて調査することがあるために設けられているにすぎず、この欄への同意により本件添付書類の省略を認めるものではない。

4 審議会の判断

(1) 本件添付書類について

横浜市では、援護金要綱を定め、同要綱に基づいて本件援護金の支給を行っている。援護金要綱では、本件援護金の助成を希望する者は、まず、申請により援護金受給資格の認定を受けることとされており、当該申請に当たっては、本件援護金の助成対象者としての要件である横浜市に住民登録があること及び市民税所得割額が一定額以下であることを証明するための書類として、申請者が本件添付書類を助成申請書に添えて市長に提出するものとされている。

(2) 条例第 8 条の違反について

ア 条例第 8 条第 1 項本文では、「実施機関は、個人情報収集しようとするときは、本人から収集しなければならない」と規定している。また、本人以外からの収集が認められる場合として、条例第 8 条第 1 項第 1 号で「法令又は条例の定めがあるとき」、第 2 号で「本人の同意があるとき」と規定している。

イ 申出人は、本件援護金の助成申請書に同意欄があるのは、本件添付書類を提出しない場合を想定しているとし、審査に必要な税情報や住民記録情報について横浜市が調査することに同意するにもかかわらず、本件添付書類の提出を強要されたことから、提出せざるを得なかったものであり、提出について納得又は同意をしていない旨主張している。

ウ しかしながら、本件添付書類は申出人自らが助成申請書とともに市長宛てに提出したものである以上、実施機関は、本件個人情報を本人から収集したものというほかない。

オ したがって、本件添付書類は申請者本人から収集したものであるから、条例第 8 条第 1 項各号を適用するまでもなく、同項の規定に違反しない。

(3) 結論

以上により、本件個人情報の取扱いは条例第 8 条の規定に違反しないため、是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

5 その他

本件援護金の助成を希望する者は、前記 4 (1) のとおり本件添付書類を助成申請書に添えて市長に提出するものとされている。しかし、申出人は、助成申請書に「審査に必要な税情報や住民記録情報」について横浜市が調査することに同意するかどうかを選択する欄があることから、これに同意することにより本件添付書類を省略することができると誤解をしていると解される。

実施機関は、申請受付時に同意欄について説明をするなど、助成申請書の記載がそのような誤解を与えることのないよう検討されたい。

(審議会)

委員 花村聡、委員 芦澤美智子、委員 加島保路、委員 小嶋正敏、
委員 清野幾久子、委員 土井洋、委員 中村俊規、委員 新田弘子、
委員 糠塚康江

【参 考】

審 議 会 の 経 過

開 催 日	審 議 の 経 過
平成 28 年 8 月 2 日	申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受付
平成 28 年 9 月 27 日	実施機関から諮問書を受理
平成 28 年 9 月 28 日	審議
平成 28 年 10 月 26 日	審議
平成 28 年 11 月 16 日	審議